⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

３　施工技術競争型総合評価落札方式に関する事項

⑴　施工技術競争型総合評価落札方式の仕組み

本工事の施工技術競争型総合評価落札方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案書を提出していただき、技術提案のプレゼンテーションを実施します。技術提案のプレゼンテーション後に、最終技術提案書及び、最終技術提案書等に基づく入札書を指定した期日までに提出していただき、技術提案の技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年11月９日付中日本高速道路株式会社規程第25号）第18条における契約制限価格（以下「契約制限価格」という。）の範囲内での入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。

⑵　技術提案書及び入札書の提出　競争参加申請者は、本工事の競争参加に必要な施工実績等を記載した技術資料（以下「技術資料」という。）を添付した申請書、確認資料等の提出に併せて技術提案書（施工計画）を提出すること。技術提案のプレゼンテーション後に、最終技術提案書（内容の変更を希望しない場合など、当初提出の技術提案書を変更しない場合であっても最終技術提案書として再度提出する。）及び、最終技術提案書等に基づく入札書を指定した期日までに提出すること。

⑶　プレゼンテーションに関する事項　提出された技術提案書の内容に係るプレゼンテーションを実施する。なお、出席可能者は競争参加者に属す企業の社員とし、工事の配置予定技術者が必ず出席すること。

プレゼンテーションの質疑応答において、競争参加申請者の意図を確認した上で、必要に応じて技術提案の見直し若しくは取り下げ（以下、「見直し事項」という。）の機会を設けるものとする。

なお、技術提案の改善は、競争参加申請者からの自発的な改善も認める。

⑷　評価項目　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案やプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不採用とする。

⑸　評価項目及び評価指標　評価項目及び評価指標は下記のとおりとし、提案書が所定の枚数を超えている場合は評価指標の「不適格」とする。なお枚数は提案数に係わらず説明図面及び写真等を含み、評価項目①はＡ４片面２枚以内、評価項目②～⑤ごとにＡ４片面３枚以内、全体でＡ４片面14枚以内とし、枚数を超えている場合はその評価項目に関するすべての提案は評価指標の「不適格」とする。

また、評価項目②～⑤に関する提案は、それぞれ最大３提案までとし、その評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、総合的に評価するものとする。なお、所定の提案数を超えている場合はその評価項目に関するすべての提案は評価指標の「不適格」とする。

提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とする。ただし、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。ただし、提案を組み合わせることにより、より効果が発揮される場合であっても、複数提案と発注者が判断したものは評価しない。

なお②設計計画については、複数提案の場合においても不可としない。

以下の例のような提案は複数提案とみなし、全て評価しない。

【複数提案とみなす例】

技術提案：○○による品質管理

実施方法等：●●を設置する。

▲▲を実施する。

■■を配置する。

※それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、１提案内に複数提案がある。

共通注意事項

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は評価しない。

・技術提案が求めた内容に合致していない。又は、提案内容が不適切である。

・技術提案の実施に際して第三者協議や他工事との調整が必要となる場合

・技術提案の実施に過度に費用がかかる場合

・技術提案の内容について維持管理への影響が不明確もしくは発注仕様と比べて劣ると想定される場合

・技術提案が明らかに設計図書で定められている事項に反する場合、または設計図書で定められている事項と全く同じ内容を技術提案としている場合

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不適格とする。

・明らかに本工事を対象としていない提案を記載した場合

・提出された技術提案書が、他の入札参加希望者が提出した技術提案書と全く同一である場合

①　管理体制・手法　限られた期間内で同時に複数橋梁の床版取替を適正に実施するための施工体制及び、個別契約で得られた技術的知見やノウハウ・課題等を後続の個別契約に伝承・反映するための施工体制について期待できる効果も含めて記述

注）管理担当者（品質管理、安全管理等）を選任配置する提案は、他の提案より優位に評価しない。

②　設計計画　特殊橋梁（トラス橋）及び切断合成桁橋梁の補強工事、並びに床版取替工事を適正に実施するために設計で配慮すべき項目について記述

③　品質管理　橋梁の床版（プレキャスト部材、現場打ち部材を問わず）の品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述

注）コンクリートの配合変更又は添加剤の追加等を伴う、材料自体の変更についての技術提案は認めない。

また、床版防水は別途工事で行う予定であるため、床版上面に塗布等を行う提案は認めない。

④　安全管理　労働安全衛生マネジメントシステム等を導入し、本工事に応じた組織的かつ継続的に安全管理活動を行うための計画について記述する。

※労働安全衛生マネジメントシステムは、ＩＳＯ45001、ＩＬＯのＯＨＳＡＳ18001の他、ＯＨＳＡＳ18002、厚生労働省「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」や中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会などの業界が定めるガイドラインの導入とする。ただし、受注者独自の社内システムを構築している場合は、その活動も可能とする。